

様式第 4 号（第 10 条関係）

下野市国民健康保険運営協議会 議事録

審議会等名 令和 6 年度 第 3 回下野市国民健康保険運営協議会  
日 時 令和 6 年 11 月 6 日（水） 午後 1 時 30 分から午後 2 時 10 分まで  
会 場 下野市役所 2 階 203 会議室  
出席者 木村千里委員、海老原治美委員、九鬼眞澄委員、柳田陽子委員、  
篠原眞澄委員、高橋康子委員、富山剛委員、豊田潤委員、  
伊沢泰直委員、金子康法委員、間中理恵委員、  
松本文男委員、小室正男委員、遠藤正三郎委員、山下祐治委員  
欠席者 内藤文明委員、村尾光子委員、斎藤文隆委員  
市側出席者 直井市民生活部長、長塚市民課長、富永税務課長、日向野課長補佐、  
木村課長補佐、神永主幹、高山主事、青木主査  
公開・非公開の別（ 公開 ・ 一部公開 ・ 非公開 ）  
傍聴者 0 人  
議事録（概要）作成年月日 令和 6 年 11 月 15 日

【協議事項等】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 協議事項
  - (1) 令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について（資料 1）
- 4 報告事項
  - (1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料 2-1～2-3）
- 5 説明事項
  - (1) 下野市国民健康保険の財政状況について（資料 3）
- 6 その他
- 7 閉会

- 1 開会  
（事務局）

それでは定刻になりましたので、ただいまより令和 6 年度第 3 回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

皆様には大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。

## 2 委嘱状交付

(事務局)

議事に先立ちまして、坂倉委員の辞職に伴い、後任となりました下野市国民健康保険運営協議会委員の委嘱状の交付の方を行いたいと思います。

直井市民生活部長、よろしくお願いいたします。

金子康法様、前へお願いします。

—直井市民生活部長から金子議員へ委嘱状交付—

(事務局)

新しく委員となりました、金子委員より一言ご挨拶をいただければと思います。

よろしくお願いいたします。

(金子委員)

皆さんこんにちは。先ほど委嘱いただきました、下野市議会議員の金子でございます。

よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございました。

それではこれより議事に入りますが、下野市国民健康保険規則第 9 条の規定により、議事の進行を松本会長にお願いいたします。

(松本会長)

皆様、こんにちは。

本日は ご多忙の中 「第 3 回国民健康保険運営協議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先月までは夏の様な陽気の日もありましたが、11 月に入りまして、ようやく秋深まる季節となってきました。朝夕と日中の寒暖差により体調を崩しやすい時期でもありますので、委員の皆様におかれましては、日々の体調管理に十分ご留意されながらお過ごしください。よろしくお願いいたします。

さて、去る 10 月 16 日にこの会場で開催いたしました「国民健康保険運営協議会委員研修会」につきましては、委員の皆様にご出席をいただき、誠にありがとうございました。今後の協議会運営の一助となれば幸いです。

さて、本日の会議は、令和 6 年度国保特別会計の補正予算（第 3 号）についてご審議いただきます。

このほか、報告事項として「下野市国民健康保険税条例の一部改正について」、説明事項として「下野市国民健康保険の財政状況について」が予定されております。

それでは、限られた時間ではありますが、委員の皆様の慎重なご審議等お願いいたしまして、開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それではですね、議事に入ります前に、内藤委員、村尾委員、斎藤委員の欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

本日の出席につきましては、定数 18 名のところ、15 名で、規則第 11 条の規定により、会議の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを申し上げます。

続きまして規則第 10 条の規定によりまして、本日の会議議事録署名の委員に篠原委員と高橋委員を指名したいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

—異議なしの声—

ありがとうございます。

よろしくお願いいたします。

異議なしと認めまして本日の会議議事録の署名人を、篠原委員と高橋委員にお願いしたいと思います。

それでは会議次第に基づきまして進行させていただきます。

### 3 協議事項

初めに協議事項(1)の令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

市民課保険年金グループの日向野と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項(1)「令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」につきまして、ご説明いたします。

資料 1 をお開きください。

補正予算(第 3 号)につきましては、歳入歳出それぞれ、5 億 1,083 万 1 千円を増額し、予算総額 53 億 931 万 5 千円とするものです。

内容につきましては、会計年度任用職員の報酬・職員手当等の改定に伴う増額補正や、一般被保険者療養給付費の増額に伴う補正となっております。

まず、歳入につきましては、5 款 県支出金(1 項 県補助金 1 目 保険給付費等交付金)につきましては、5 億 1,000 万円の増額補正で、補正後の額は 36 億 2,337 万 9 千円になります。

後ほどご説明いたします、歳出の 2 款 保険給付費における一般被保険者が医療機関等から受けた医療給付に対する診療報酬の給付の支出が増加する見込みであることに伴い、県からの支出金も増加となることから、増額補正を行うものでございます。

7 款 繰入金(1 項 一般会計繰入金 1 目 一般会計繰入金)につきましては、83 万 1 千円の増額補正で、補正後の額は 3 億 6,038 万 5 千円になります。

こちらは、職員給与費等繰入金になります。

令和 6 年人事院勧告により給与改定が行われ、会計年度任用職員の時給が令和 6 年 4 月 1 日に遡り改定になる予定であること、併せて、12 月に支給する期末手当の支給割合が 1.225 月から 1.275 月に、勤勉手当の支給割合が 1.025 月から 1.075 月になる予定であることから、不足見込み額について増額補正を行うものでございます。

なお、本科目に係る会計年度任用職員は、診療報酬明細書等点検調査員 2 名分の報酬・

職員手当等、また、税務課にて任用している市税徴収員 1 名分の報酬となっております。

次に、歳出について、1 款 総務費（1 項 総務管理費 1 目 一般管理費）につきましては、83 万 1 千円の増額補正で、補正後の額は 8,200 万 3 千円となります。

先程、歳入にてご説明いたしました、会計年度任用職員計 3 名分の報酬・職員手当等となります。

2 款 保険給付費（1 項 総務管理費 1 目 一般被保険者療養給付費）につきましては、5 億 1,000 万円の増額補正で、補正後の額は 35 億 7,483 万 2 千円となります。

こちらは、一般被保険者療養給付費となります。

一般被保険者が医療機関等から受けた医療給付に対する診療報酬の給付を行うものですが、当初予算に対し、年度末までの支出額について不足が見込まれることから、増額補正を行うものでございます。

4 款 保健事業費（1 項 特定健康診査等事業費 1 目 特定健康診査等事業費）につきましては、70 万 1 千円の増額補正で、補正後の額は 8,243 万 9 千円となります。

また、5 款 積立金（1 項 基金積立金 1 目 基金積立金）につきましては、70 万 1 千円の減額補正で、補正後の額は 1 億 8,318 万 8 千円となります。

先程ご説明いたしましたように、会計年度任用職員の報酬・職員手当不足見込み額について減額補正を行うものでございます。

なお、積立金を減額する理由ですが、先程ご説明いたしました診療報酬明細書等点検調査員及び市税徴収員については、一般会計から職員給与費等繰入金として繰り入れられるものですが、保健事業に係る報酬・職員手当等につきましては、国民健康保険特別会計内での予算措置となることから、積立金を減額補正し、その分を保健事業費に充当して支出するものとしております。

なお、本科目に係る会計年度任用職員は、保健事業を行う保健師 1 名分の報酬・職員手当等、同じく保健事業を行う事務補助員 1 名分、管理栄養士 1 名分及び看護師 1 名分の報酬となっております。

説明は以上となります。

（松本会長）

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問はございますか。

いかがでしょうか。

ご質問がないようですので、協議事項（1）令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、議案の通り承認してよろしいか、お諮りしたいと思います。

よろしいでしょうか。

—異議なしの声—

それでは、異議なしと認めまして、協議事項（1）については、承認をいただきました。ありがとうございます。

(事務局)

議長よろしいですか。ここで事務局からお願いがございます。

本日ご承認いただきました、令和 6 年度下野市国民健康保険特別会計補正予算第 3 号につきましては、12 月の議会定例会に上程するものでございますので、それまでは他の方々にも目に触れませんようにお願いいたします。

以上です。

#### 4 報告事項

(松本会長)

続きまして、報告事項(1) 下野市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局)

税務課 市民税グループの木村と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項(1)「下野市国民健康保険税条例の一部改正」につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、資料 2-1 をご覧ください。

まず、「1. 改正理由」になりますが、被保険者間における税負担の公平性の確保と国民健康保険事業の安定的な運営維持を図るため、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和 6 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、令和 7 年度の課税限度額について、下野市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、「2. 改正内容」になりますが、課税限度額に関する改正は、条例第 2 条第 3 項及び第 23 条第 1 項となります。具体的には、下の【参考 1】の表でご説明いたします。

改正内容としましては、後期高齢者支援金分の課税限度額が、令和 6 年度の 22 万円から、2 万円増の 24 万円となります。

「医療保険分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」の合計では、令和 6 年度の 104 万円から、2 万円増の 106 万円となるものであります。

次に、【参考 2】の「改正後の試算」になりますが、約 263 万円の増加を見込んでおります。

内訳といたしましては、後期高齢者支援金分の課税額が 24 万円以上、増加額が 2 万円となる世帯は 120 世帯で、240 万円の増加になります。

同じく、後期高齢者支援金分の課税額が 22 万円から 24 万円までの、増加額が 1 円から 19,999 円までの世帯は 31 世帯で、23 万円の増加になります。

よって、改正後の試算額は、合計 151 世帯で、約 263 万円の増加となる見込みであります。

次に、「3. 施行期日」になりますが、改正後の課税限度額につきましては、令和 7 年 4 月 1 日となり、令和 7 年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

次に「4. 今後の予定」になりますが、本協議会でのご承認を経て、令和 6 年 11 月開会予定の令和 6 年第 4 回定例会に条例の一部改正案を上程し、議決を求めるものであり

ます。

続きまして、お手元の資料 2－2 をご覧ください。

こちらは、令和 6 年第 4 回市議会定例会に上程を予定しております「下野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」になります。先程の資料 2－1 にてお示した課税限度額の改正に関する条項について、一部を改正するものであります。

続きまして、お手元の資料 2－3 をご覧ください。

こちらは、「下野市国民健康保険税条例 新旧対照表（案）」になります。先程の資料 2－2 について、新旧対照表としてまとめたものであります。表の右側が「現行」条文で、「左側」が「改正案」条文となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

（松本会長）

ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問をいただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

よろしいですか。

ご質問がないようですので、以上で報告事項（1）下野市国民健康保険税条例の一部改正について説明を終了します。

## 5 説明事項

（松本会長）

続きまして次第の 5 番になります。

説明事項（1）下野市国民健康保険の財政状況について事務局の説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは、説明事項（1）「下野市国民健康保険の財政状況」につきまして、ご説明いたします。

資料 3 をお開きください。本市の国保財政状況の現況と今後の見通しにつきまして、ご説明いたします。

初めに、1. 国民健康保険被保険者数・国民健康保険税額です。

表 1 は直近の被保険者数と国民健康保険税の推移ですが、まず、令和 6 年度の課税対象被保険者数は 10,533 人、前年度と比較して 217 人の減少、さらに令和 2 年度から比較しますと、1,376 名の減少となっており、年度毎に約 200 人から 500 人前後で減少となっている状況です。これは、いわゆる団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や社会保険の適用拡大などの影響によるものです。

また、国民健康保険税額についても、令和 2 年度の 12 億 9,593 万 7,608 円が、令和 5 年度では 12 億 1,380 万 5,149 円で、その差が 8,213 万 2,459 円と、こちらも減収傾向と

なっており、被保険者数の減少が影響しているものと考えられます。

次に、2. 国民健康保険財政調整基金です。

下野市国民健康保険財政調整基金は、条例に基づき、国民健康保険の保険財政を健全に維持するために設置しております。

毎年度基金として積み立てる額は、下野市国民健康保険特別会計の前年度における決算上の剰余金の範囲内としています。

表 2 は、国民健康保険財政調整基金額の推移ですが、基金総額は、年々増加しており、「参考」として挙げております、令和 6 年 10 月末時点の基金額

16 億 3,346 万 3,195 円は、令和 2 年度年度当初の基金額 8 億 5,982 万 4,314 円と比較して、7 億 7,363 万 8,881 円、約 1.9 倍の増加となっています。

次のページをお開きください。

次に、3. 現在の財政状況です。

国民健康保険事業については、平成 30 年度からの県単位化に伴い、財政運営のしくみが変わり、各市町の保険税率は、それぞれの医療費や所得水準を考慮し、また、収支の均衡が図られるよう、県から示される標準保険料率を参考に決定することとされています。

本市においては、平成 30 年度以降の保険税率を据え置いており、基金については取り崩すことなく、安定した運営を行っているところです。

表 3 の歳入歳出と基金の推移のとおり、令和 5 年度までの各年度決算額において、歳入が歳出を上回り、その一部を基金として積み立てております。

次に、4. 国民健康保険事業費納付金です。

県は、平成 30 年度から市町とともに国民健康保険の保険者となって、市町から国民健康保険事業費納付金を徴収しており、県が県全体の医療費を見込み、これを基に各市町村の所得水準や被保険者数、医療費水準等に応じて、市町ごとの納付金を算定しています。

表 4 は、国民健康保険事業費納付金の推移を示したものです。

令和 5 年度までは年々減少となっておりますが、令和 6 年度は増加に転じております。

次のページをご覧ください。

表 5 は、令和 6 年度の下野市国民健康保険事業費納付金について、県全体と下野市の比較及び伸び率等を示したのになります。

令和 6 年度については、栃木県全体では令和 5 年度と比較すると 0.1%下回っているものの、うち下野市分では、令和 5 年度と比較すると 1.1%上回る金額となっております。

次に、5. 基金の処分です。

先程、説明しました基金については、下野市国民健康保険財政調整基金条例第 6 条により、その処分が限定されています。

具体的には、「国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の財源が不足する場合において、当該不足額をうめるための財源及び保健事業に要する費用の財源に充てるとき

に限り、処分することができる。」こととなっております。

最後に、6. 今後の財政状況の見通しです。

平成 30 年度の国保制度改革以降、県が財政運営責任主体となり、国の通知等に従い、納付金の算定が行われております。

県では、国保事業費納付金への国保財政安定化基金等の活用について、令和 4 年度までは繰越金、令和 5 年度以降は基金を納付金の上昇抑制のために活用してきました。

表 6 は、県の国保財政安定化基金等活用額の推移です。例年 10 億円から 25 億円の基金等が投入されています。

次のページをお開きください。

令和 7 年度以降の県の基金の活用については、基金残高（令和 6 年度：約 21 億円）の範囲内で、過年度の納付金額及び 1 人あたり納付金額並びに令和 7 年度診療費推計を基に、基金の活用を含めた納付金算定の方向性を整理しながら、複数年度で納付金が平準化されるよう、活用額が検討されています。

今後の県の動きとしては、広域的及び効率的な運営の推進として、市町毎に算定されていた医療費水準を考慮した算定から、納付金ベースでの算定による統一を進めていくこととなります。

そのため、納付金の急激な増加を抑制するため、令和 10 年度までの 5 年をかけて統一が進められる予定となっており、本市においては、納付金が年々増額となる見込みとなっています。

今後の市の財政状況の見通しとしては、国民健康保険税が減収傾向であること、また、被保険者数も減少傾向にあるものの、1 人当たりの医療費は増加傾向にあることを踏まえると、歳入よりも歳出が多くなる状況が続くと見込まれます。

よって、現在保有する基金については、今後の歳出予算の財源としていきたいと考えております。

説明は、以上となります。

（松本会長）

はい。ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして、皆様からご意見、ご質問いただきたいと思います。

よろしいですか。

それではありがとうございました。

以上で説明事項を終わりにいたします。

（事務局）

今後の財政状況の見通しにつきましては、今回は文章によるご説明となりましたが、これから令和 7 年度の当初予算編成となることから、予算が固まり次第、この数値を基に、国・県の動向や国保連などからの情報収集も踏まえながら、今後の推計値を算出し、次回の協議会においてお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。



## 6 その他

(松本会長)

続きまして、次第の6番ですね、その他になります。

こちらに移りますけれども、事務局で何かございますか。

(事務局)

事務局からはありません。

(松本会長)

ありがとうございました。

それではですね、本日予定しておりました議事はすべて終了させていただきました。

委員の皆様から何か、この他にございますか。

よろしいですか。

それでは、ご発言等がないようですので、以上をもちまして、進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局)

委員の皆様、円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

議事進行ありがとうございました。

委員の皆様におかれましてもご審議いただき、ありがとうございました。

次回の運営協議会ですが、2月3日月曜日ですが、こちらを現在のところ予定しております。日程が確定しましたら、通知を差し上げますのでよろしくお願いいたしたいと思います。

以上をもちまして、第3回下野市国民健康保険運営協議会を閉会いたします。

以上